8の2　体験宿泊支援加算	120単位

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援（指定相談基準第23条第１項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注において同じ。）を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第３条第２項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

9　地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ　（略）

注１　（略）

2　ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を加算する。

10～13　（略）

14　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年３月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ　（略）

15　（略）

第10　自立訓練（機能訓練）

1　機能訓練サービス費（１日につき）

イ　機能訓練サービス費(I)

(1)　利用定員が20人以下	791単位
(2)　利用定員が21人以上40人以下	707単位
(3)　利用定員が41人以上60人以下	672単位
(4)　利用定員が61人以上80人以下	644単位
(5)　利用定員が81人以上	607単位

ロ　機能訓練サービス費(II)

(1)　所要時間１時間未満の場合	248単位
(2)　所要時間１時間以上の場合	570単位
(3)　視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732単位

（新設）

9　地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ　（略）

注１　（略）

2　ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、３年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を加算する。

10～13　（略）

14　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ　（略）

15　（略）

第10　自立訓練（機能訓練）

1　機能訓練サービス費（１日につき）

イ　機能訓練サービス費(I)

(1)　利用定員が20人以下	787単位
(2)　利用定員が21人以上40人以下	704単位
(3)　利用定員が41人以上60人以下	669単位
(4)　利用定員が61人以上80人以下	641単位
(5)　利用定員が81人以上	604単位

ロ　機能訓練サービス費(II)

(1)　所要時間１時間未満の場合	245単位
(2)　所要時間１時間以上の場合	564単位
(3)　視覚障害者に対する専門的訓練の場合	724単位